

税金の主な使い道は、私たちの町をより豊かで住みよいものにするため、福祉、教育、道路、住宅、上下水道、公園などの生活環境の充実、産業基盤の整備、消防、救急活動など、自主的に活動するための財源を確保することを目的としています。町では、財源を確保するため、また税負担の公平性を保つために、納税に対する誠意が欠けていれば、法に基づき滞納処分を行います。

令和4年度より金融機関への財産調査についてスピードアップを図っていきます。また、専門知識を有した山口県税務課職員(徴収対策班10人)とともに、町内外の滞納者に対して厳しい取組を実施していきます。

滞納すると不利益を受けることがあります	
■滞納処分の流れ	
①督促・催告	納期内に納付がない場合、文書、電話、自宅訪問などによる督促・催告を行います。この場合、督促手数料や延滞金が加算されます。
②財産調査	さらに納付がない場合、金融機関、保険会社、勤務先、取引先などの財産調査を行います。
③差押	預貯金、生命保険、給与、売掛金、不動産および自動車などを差押えます。
④搜索	居宅や事務所を搜索し、動産などを差押えます。 ※裁判所の令状は必要としません。
⑤公売・換価充当	差押えた財産は、公売(売却)により換価(現金化)し、滞納金に充当します。

警告

納税に誠意が見られない場合、自動車などを差押え、タイヤロックを行う場合があります。



■令和3年度の実績

◇給与等調査 93人 ◇官公署等調査 181人
◇預貯金・生命保険調査 449人 ◇差押 67人

■対象となる税や料

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金および保育料など

■延滞金の利率(令和4年中)

納期限の翌日から1か月を経過する日まで 2.4%
納期限の翌日から1か月を経過した日以降 8.7%

令和4年度

生活基盤整備支援事業の申請を受付けます

問建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道および林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。

用排水の水路、側溝の整備、^{しゅんせつ}浚渫などのほかに、ため池などの農業用施設の補修も対象となります。

令和4年度の申請を、次のとおり受付けます。

◇支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 10万円以内(50万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫取水施設の補修	受益世帯数 × 4万円以内(20万円)
その他(上記に準ずるもの)	

■支援の対象となるもの

◇資材購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温・加熱アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシャーラン、粒度調整碎石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管、コンクリート・アスファルト殻の処分費など

◇作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラー、土木機械運搬費、燃料費など
※資材購入費と機材借上げ費の合計額について、左表の支援基準の限度額の範囲内で助成します。
なお、原材料は現物支給を行う場合もあります。

◇申請方法

申請書を建設課で受け取り、記入後、直接提出

◇申込締切日 6月30日(木)

◇決定方法

予算に限度がありますので、事業の公益性・緊急性を考慮して申請書の内容を審査します。支援を決定した場合には決定通知書を送付します。